

# 令和8年度稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金交付要綱

令和8年3月31日

市長 決 裁

## (目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受ける稲城市（以下「市」という。）内事業者の支援及び省エネルギー対策促進を図るため、省エネ化設備を導入する市内事業者に対して交付する稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象設備)

第2条 補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、令和8年1月1日から令和8年12月31日までに購入した設備で、市内事業所（その管理に属する建物を含む）に導入する次の各号に掲げる設備とする。

- (1) 省エネルギー設備に更新する設備（製造から10年以上が経過した既存設備に替えて導入する場合に限る）
  - ア 高効率空調設備
  - イ 冷凍・冷蔵庫（飲料、商品展示のショーケース等を含む）
  - ウ 給湯設備
- (2) LED照明器具にあつては、蛍光灯、白熱灯等のLED照明器具以外からLED照明器具に更新する設備

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）、福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人のいずれかの事業者（法人又は個人を問わない）
- (2) 補助金の交付後も引き続き稲城市内で事業を継続する意思を有する者
- (3) 納期限が到来した市税に未納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者  
としない。

- (1) 公共施設の管理、運営等に係る者
- (2) 公序良俗に反する事業を行っている者
- (3) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体である者
- (4) 事業活動等に必要な許認可等を取得していない者
- (5) 代表者、役員又は従業員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等  
に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）  
の活動を助長する、もしくは運営に資する活動を行う、又は暴力団員である者
- (6) 補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が認める者  
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2  
条に定める補助対象設備本体及びその附属設備並びに工事費に係る導入費用とす  
る。ただし、リース契約による導入費用並びに消費税及び地方消費税は補助対象  
経費から除く。

（補助金の額）

第5条 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を上限とする。

- 2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 補助金は1事業者に対し1回に限り交付するものとし、予算の範囲内で行うも  
のとする。
- 4 国、東京都、市等からの補助金（当該補助金以外のものをいう。）を受ける場  
合は、当該補助金額と当該補助金以外の補助金額の合計額が導入費用を超えない  
範囲内で補助金の交付を行うものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8  
年12月28日までに稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金交付申請書（様式第1  
号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなけれ  
ばならない。

- (1) 稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金同意・誓約書（様式第2号）

- (2) 登記事項証明書(法人に限る。)
- (3) 令和7年分の確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し。(個人に限る。)
- (4) 見積書等(補助対象設備導入前に申請する場合に限る。)
- (5) 請求書等(補助対象設備導入後に申請する場合に限る。)
- (6) 補助対象設備の仕様や要件等を満たすことが確認できるもの(仕様書又はカタログ等)
- (7) 既存設備の仕様等がわかるもの(仕様書、カタログ又は銘板部分の写真等)
- (8) 補助対象設備の設置場所(補助対象設備導入前に申請する場合は設置予定場所)を確認できるカラー写真等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定及び不交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を速やかに審査し、補助金の交付又は不交付について決定するものとする。

2 前項に規定する交付決定は稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不交付決定はその理由を付して稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は第6条に規定する交付申請を取り下げの場合は、稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金申請取下申出書(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助金交付申請時に補助対象設備導入前であった場合は補助対象設備導入の完了後30日以内に、稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置場所を確認できるカラー写真等
- (2) 補助対象設備の導入費用の請求書等の写し

(3) 補助対象設備の導入費用の領収書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付申請時に補助対象設備導入前であった場合は前条に定める実績報告とあわせて、補助金交付申請時に補助対象設備導入後であった場合は交付決定の日から30日以内に、稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金請求書（様式第6号）に補助金の振込先がわかる通帳等の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の請求があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、内容に適合するものであるかを確認して交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条に定める補助金の額の確定の日から原則30日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、補助金の返還を命じるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定後に、交付対象外となる事実が判明したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第8号）により、交付決定者に通知するとともに、期限を定めて返還を命じるものとする。

(補助金交付後の状況報告等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(委任)

第15条 この要綱及び稲城市補助金等交付規則（昭和40年稲城市規則第69号）に定めるもののほか、必要な事項は、産業文化スポーツ部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。